

児童自身の被害防止能力を高める 「地域安全マップづくり」の普及に向けた取組

東京都青少年・治安対策本部
東京都教育庁指導部

安全・安心まちづくり担当

参事 保坂俊明
部長 井出隆安

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 Tel 03-5388-2282

I 東京都青少年・治安対策本部の概要 及び地域環境

1 青少年・治安対策本部の概要

東京都では、平成15年8月に「緊急治安対策本部」を設置し、東京の治安回復に向けた本格的な取組を開始した。また、治安問題の根底には青少年の問題が深く関連していることから、「青少年育成総合対策推進本部」を設置し、幅広い観点からの取組を推進してきた。

そして、平成17年8月に、両本部に交通安全・渋滞対策を担当する部門を加え、局相当の組織として「青少年・治安対策本部」を新たに設置し、治安対策事業を総合的に推進する体制を整えた。

本件事例については、当本部治安対策課（安全・安心まちづくり担当）において、警視庁、東京都教育庁との緊密な連携のもと、都内各自治体の協力を得ながら取組を進めているものである。

2 地域環境

都の施策であるので、東京都内全域が対象である。東京といっても地域環境は様々であり、繁華街、オフィス街、工場等を包含する地域もあれば、住宅街、田園や自然の山林が残る地域もある。

都としては、各地域の実情に応じて取組を進めていただくことを望んでいる。

II 取組のポイント

1 児童自身の被害防止能力を高める「地域安全マップづくり」についての正しい理解

以下は、東京都の地域安全マップづくりの推進に御協力いただき、総合的なアドバイスを頂戴している小宮信夫先生（立正大学文学部社会学科助教授、犯罪社会学専攻）の著書や講演等でのお話を基に記述したが、本事例の紹介に当たって、まず、御理解いただきたい部分なので、最初に紹介させていただく。

(1) 「地域安全マップづくり」における犯罪機会論の考え方

ア 犯罪機会論とは

犯罪機会論とは、犯罪者個人に注目するのではなく、犯罪の機会（犯罪の実行に都合の良い状況）さえなければ犯罪は実行できない、という考え方に基づくもので、「地域安全マップづくり」においては、そうした、犯罪が起りやすい場所を自ら考えながら、実際にまちを歩いて点検を行う。

イ 「犯罪が起りやすい場所」とは

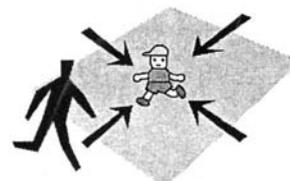
それでは、児童は、「犯罪が起りやすい場所」というものを理解できるのだろうか。

それは、以下の2つのキーワードを知り、繰り返し考えさせ、体験させることによって、児童にも十分理解可能であり、生きた知恵として身に付き、実生活で活用することができる考え方である。

(ア) キーワード1 「入りやすい」

誰もが入りやすい場所というのは、当然のことながら、犯罪者にとっても入って行きやすい場所、ということである。

従って、周りに囲いのない公園は、「入りやすい」し、逃げる時にもどこからでも逃げられ、捕まる可能性は低い、と犯罪者は考える。



〔入りやすい〕

逆に、誰にとっても入りにくい場所というのは、犯罪者にとっても入りにくい場所である。

入り口を限定して周囲を塀で囲った公園は「入りにくい」場所となるし、逃げても捕まる可能性は高くなる。犯罪者は、敢えてそういう場所で犯罪を実行しようとは考えない。

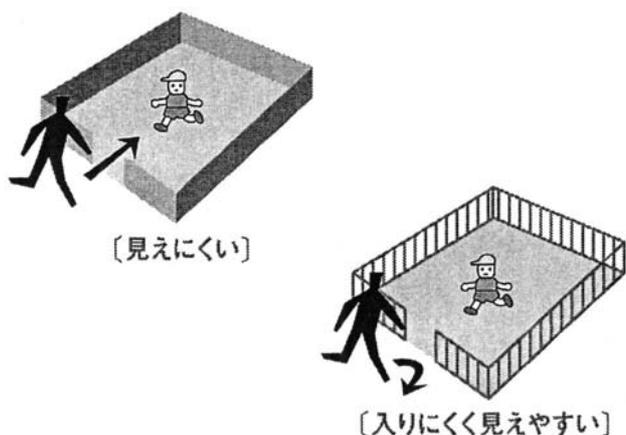
(イ) キーワード2 「見えにくい」

犯罪者は、犯罪を目撃されることを恐れるの

で、周りから見えにくい場所で犯罪を実行しようとする。

従って、入り口を限定し、周囲を塀で囲った公園は、周囲から「見えにくい」。

周囲からの見通しを良くするため、塀ではなく、柵で囲えば、「入りにくく」「見えやすい」公園となる。



(ウ) 割れ窓理論における防犯意識の重要性

上記(ア)、(イ)で挙げた例は、物理的な環境に着目したものだが、2つのキーワードを考える上で、車の両輪とも言える、もう一つの視点が、地域の防犯に関する意識である。

犯罪者は、地域の目が行き届かず、発見されるリスクが低い、防犯に関して無防備と思われる地域で犯罪を実行しようとするからである。

では、どうしてその地域が防犯に関心が高いか、無関心かが分かるのだろうか。

① 地域の無関心を示す例

例えば、ゴミがゴミ箱からあふれているような公園は、管理者が適切に管理をしておらず、さらに、付近の住民も管理者に適切な管理を要望していない、つまりはその公園に対して無関心という証拠である。



従って、犯罪者は、「犯罪を実行しても見つからないだろう」「見つかっても通報されないだろう」と思える、地域の関心が向いていない

と思われる場所を選ぶのである。

他にも、落書きが放置されているところ、放置自転車、雑草が伸び放題の公園なども、同様の理由で、地域の関心が低い証拠とみなされてしまう。

② 地域の高い関心を示す例

逆に、公共空間がいつもきれいに手入れされている、落書きを放置しない、住民による防犯パトロール等が行われている地域は、その地域では犯罪を許さない、というメッセージを常に発信していると言える。

以上、犯罪が起こりやすい場所について述べたが、2つのキーワード「入しやすい」と「見えにくい」は、物理的な環境の側面と、地域の防犯意識による側面の両面を含むことに御留意いただきたい。

ウ 指導に当たっての留意事項

犯罪機会論の考え方において、幾つか例を挙げたが、「柵のない公園」とか「高い塀」などの例を挙げて児童の理解を促すのは良いが、児童がそうした例だけにとらわれないように配慮することも必要である。

重要なことは、児童が「入しやすい」、「見えにくい」という考え方を理解し、様々な場面で応用できる力を身に付けることである。

さらに、そういう危険な場所には近付かないことが一番ではあるが、やむを得ず近付かなければならない場合には、子どもだけではなく大人と一緒に、大人がいなければ、子どもだけでも一人ではなく複数で、子ども一人だけの時には、十分、周囲に注意を払うよう指導することも、子どもの被害防止には重要である。

以上は、「地域安全マップづくり」の理論的根拠である犯罪機会論について、児童に教えるキーワードを主眼に、考え方の概要を示したものであるので、詳細については、専門書を御参照いただきたい。

(2) これまでの安全マップとの比較

これまでも、安全マップに取り組まれてきた学校は数多いと思われる。

そこで、これまでに数多くの学校で作られてきた安全マップの問題点等に改めて触れることで、今後、「地域安全マップづくり」を行う上での参考としていただきたい。

ア 児童の被害防止能力の向上に結びつく「地域安全マップづくり」

(ア)「犯罪が起こりやすい場所」を表示したものの

前述の2つのキーワードを理解し、犯罪機会論の考え方に基づいて作成したものであること。後述の犯罪発生マップのように、過去の犯罪発生地点を理由も考えずに暗記するものではなく、将来の危険を考える未来志向の地図であると言える。

(イ) 児童が実際にまちを歩き、話し合いをして作成したもの

2つのキーワードを教室で一度は理解しても、それだけでは、いずれ忘れられてしまうことは、教員の皆さんの経験からも、御納得いただけることと思う。実際にまちに出て、教わった考え方を実地で体験することで、児童の記憶により深く定着し、生きた知識として身に付くのである。

この「地域安全マップづくり」では、教室での事前学習、フィールドワーク、マップの作成作業、と座学に実習を加えた一連のプロセスを経ており、繰り返し考え、さらに考えながら作業を行うので、児童への記憶にも定着しやすいと言える。

さらに、低学年に教える等の体験も経れば、さらに記憶への定着率は向上する。

つまり、犯罪機会論に基づいた地域安全マップであっても、大人が作成し、児童に覚えさせるだけでは、児童の被害防止能力の向上にはそれほど効果がないということである。教員の皆さん、保護者にも是非とも御理解いただきたいところである。

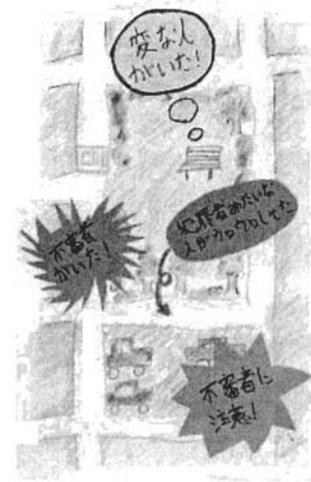
イ 失敗とされるマップ

(ア) 不審者マップ（不審者が出没した地点を表示した地図）

不審者についての判断が主観的であるため、特定の人や集団を不審者扱いした差別的な地図になる危険性がある。

考えてみれば、大人にとっても不審者を見分けることは難しいものである。それを児童にさせるということは、特定の人や集団に対する偏見を植え付けるようなものであり、むしろ有害である。

下に、不審者マップの例を挙げておく。



(イ) 犯罪発生マップ（実際に犯罪が発生した場所を表示した地図）

前述のように、単に犯罪が発生した場所を憶えるだけでは、危険な場所を見極める能力の向上には結びつかない。さらに、その場所に執着し、被害者に被害体験を聞き出すようなことまでしてしまうと、被害者のトラウマを深める危険性もある。

特に、児童に対しては、絶対やってはいけないことである。

(3) その他「地域安全マップづくり」の効果

本稿では、「地域安全マップづくり」とあえて「」書きで表記しているが、そのころは、作成されたマップそのものだけではなく、むしろ「つくる」過程が重要であることを認識していただきたいからである。まずは、繰り返し述べてきたように、児童が実際に作成する作業を経験しなければ、児童自身の被害防止能力は身に付かない。

その他にも、「つくる」過程で様々な人と触れあうことで、以下のような様々な効果も期待できる。

ア コミュニケーション能力の向上

最近、人とのコミュニケーションを取ることが苦手な若者が増えていると言われる。

「地域安全マップづくり」では、一つの目的に向かって、子ども同士で話し合いながら作業を進めることで、世代内コミュニケーション能力を培うことができる。さらに、フィールドワークの際に地域の大人から話を聞くことで、世代間コミュニケーション能力を培うこともできる。

イ コミュニティへの愛着心の向上

自宅内で遊ぶことの多くなった最近の子どもたちにとって、自分の地域について知らないことは多いと思われる。

「地域安全マップづくり」で地域を探検し、様々なことを発見することで、地域への関心が高まる。さらに、インタビューを通して大人と触れあうことにより、地域には自分たちを守ってくれる人が大勢いることに気づき、地域を愛する心も育っていく。

ウ 非行防止

いささか飛躍していると感じられるかも知れないが、「地域安全マップづくり」を行うことで、子どもなりに、地域社会に貢献したという達成感、成功体験が生まれ、犯罪や落書き、ゴミのポイ捨てといった行為に対する嫌悪感も醸成される。その結果、非行防止に有用な市民性が育つのである。

例えば、高学年が低学年に教えるような場合、教える側の高学年の児童は指導する立場に立つので、模範となろうという意識が自然と湧出し、非行防止にはさらに有効であろう。

エ 地域ぐるみの安全対策の推進

子どもを守るには、学校だけではもはや限界を超えているということが認識され、昨今、各地で地域ぐるみの取組が始められている。こうした取組を行政が積極的に推進し、支援していくことは当然であるが、肝心なのは、実際に活動を行う地域の人々の意識である。

「地域安全マップづくり」では、子どもがフィールドワークの時間に腕章等を付けて地域に出るので、その姿は自然と大人たちの目にとまる。良識のある大人は、子どもが地域の安全のために取り組んでいるのだから、自分たちも何かしなければ、という気持ちになるだろう。こうした小さな積み重ねが、子どもを地域で守ろうという意識の涵養につながっていくと思う。

従って、授業等で「地域安全マップづくり」を行う際には、PTAはもちろん、町会や自治会等の地域住民にも幅広く協力を呼びかけ、一連の過程を一緒に行うことをお勧めする。これは、フィールドワークの際には班に付き添ってもらえることで、学校の負担軽減にもつながるし、お勧めの手法である。

また、発表会の時間を別途設け、地域住民に加えて行政、警察等の機関にも声をかけて実施することで、子どもにとっての刺激ともなるし、学校と関係者間での情報共有も可能となり、地域環境の改善への契機となることも期待できる。

以上、児童に対する効果の観点から「地域安全マップづくり」について述べてきたが、こうした児童に対する効果は、そのまま大人にも当てはま

ることを念のため申し添えておく。

2 「地域安全マップづくり」を推進するための都の取組

以上、児童の被害防止能力を高める「地域安全マップづくり」の正しい理解、様々な効果等について縷々述べてきたが、本項目で、こうした「地域安全マップづくり」についてのこれまでの都の取組のポイントを示し、Ⅲで詳細について御紹介する。

(1) 指導者の養成

「地域安全マップづくり」について正しく理解し、指導できる人材が都内では皆無であったため、まずは人材の養成を行った。

(2) 教材の作成

養成された指導者が、より理解を深め、また指導内容の平準化を図るため、教材を作成し、指導者に貸与した。(ビデオ・マニュアル)

(3) 指導者の派遣

行政・警察・学校関係職員については、その職務の一環で指導活動を行っていただくこととし、また、指導者がいない地域でも取組が行えるよう、養成講習を修了した一般の方を「作成指導員」として委嘱し、都が派遣する制度を創設した。

(4) 教員対象の研修会

学校での取組を早急に推進するためには、直接、現場の先生方に「地域安全マップづくり」に対する正しい理解をしてもらうことが必要との認識から、都内の全小学校教員を対象に実施した。

Ⅲ 取組の概要

1 取組の趣旨・ねらい

様々な効果が見込まれる「地域安全マップづくり」に対する取組を、学校を始めとした都内各地域で推進するため、指導者の養成・派遣、教材の作成等を通して各地域での取組を支援する。

2 取組の内容、計画、方法等

(1) 「地域安全マップ作成指導員」の養成(東京都安全・安心まちづくりアカデミー地域安全マップ専科)

ア 対象者・実施コース

地域安全マップの作成について、初めて学ぶ者を対象に1日コースを、既に知識のある者を対象に半日コースを実施した。

(ア) 1日コースの対象者(各50名×3回)

① 都内区市町村職員

② 都内小中学校教員及び区市町村教育委員会に所属する職員

③ スクールサポーター（※）

④ 教職員選考応募有資格者（※）

※ スクールサポーター制度とは、警察官OB等を非常勤職員として警察署に配置し、管内の学校との連絡業務等を行う警視庁独自の制度。学校を巡回し、防犯や非行防止等の指導にあたっている。

※ 平成17年度東京都公立学校臨時的任用教職員採用候補者選考の応募資格を有している者

(イ) 半日コースの対象者（各50名×2回）

東京都安全・安心まちづくりアカデミー（本科）修了生（※）

※ 一般的な防犯ボランティアのリーダーを養成するため、東京都安全・安心まちづくりアカデミーを実施した。そのカリキュラムの中に「地域安全マップづくり」が入っているため、この修了生には、指導方法等に絞って2時間の講義を実施した。

イ 日程

(ア) 1日コース（計145人修了）

①第1回 平成17年7月1日（金）（54人修了）

②第2回 平成17年7月7日（木）（45人修了）

③第3回 平成17年7月15日（金）（46人修了）

(イ) 半日コース（計116人修了）

①第1回 平成17年7月23日（土）（83人修了）

②第2回 平成17年11月5日（土）（33人修了）

ウ カリキュラム（1日コース）

○講師 立正大学文学部助教授 小宮信夫氏

○講義1（1.5時間）

- ・犯罪機会論について
- ・犯罪機会論から見た地域安全マップ
- ・地域安全マップ作成指導方法について

○実習1 フィールドワーク（1.5時間）

- ・グループに分かれての地域安全点検

○実習2 マップの作成（2時間）

- ・グループに分かれてのマップ作成作業

○グループ発表・講評・まとめ

- ・作成したマップをグループ毎に発表
- ・発表に対する講評

※ 「実習2 マップ作成」は、子どもと同じ作業を行ったが、久しぶりに童心に返って楽しかったという声が多く聞かれた。また、大人

であったため、実際は30分ほど短縮した。

※ グループ発表では、作成したマップについての説明ではなく、班の全員に感想を一言ずつ述べてもらった。ほぼ全ての人が、実際に体験して「地域安全マップづくり」がよく分かった、との感想であった。

エ 修了生（1日コース）の内訳

・教育委員会教職員 26名（うち教員18名）

・自治体職員 33名

・警視庁スクールサポーター 73名

・教職員選考応募有資格者 13名

(2) 「地域安全マップ作成教材」の作成

地域安全マップ専科を修了した、行政職員や地域安全マップ作成指導員等が、地域安全マップの作成指導を行う際に使用するため作成した。

以下に内容の詳細を示す。

ア 作成指導マニュアル

「地域安全マップをつくろう！」

(A4 18ページ)

・監修 小宮信夫 立正大学文学部社会学科（犯罪社会学）助教授

・編集 地域安全マップ作成指導マニュアル編集委員会

〔作成指導マニュアル 目次〕

1. 地域安全マップの理論的根拠

〔犯罪原因論（伝統的な犯罪対策）〕

〔犯罪機会論（新しい犯罪対策）〕

〔犯罪に強い3要素〕

〔ハード面の対策（防犯環境設計）〕

〔ソフト面の対策（割れ窓理論）〕

2. 犯罪機会論に基づく地域安全マップの意義

〔地域安全マップとは〕

〔地域安全マップ作成の効果〕

〔地域安全マップ作成上の留意点〕

3. 地域安全マップの作成指導方法

〔STEP1 事前学習〕〔STEP2 班編制〕

〔STEP3 フィールドワーク（現地調査）〕

〔STEP4 地域安全マップの作成〕〔STEP5 発表会〕

〔カリキュラム例〕

イ 地域安全マップ作成教材

「地域安全マップをつくろう！」

(VHSテープ 32分)

〔作成教材 内容構成〕

第Ⅰ部 マニュアル編

1. オープニング
2. 地域安全マップとは？
3. 地域安全マップづくりの流れ
 - ① 事前学習
 - ② グループをつくろう
 - ③ フィールドワーク
 - ④ マップをつくろう
 - ⑤ 発表会をしよう
4. 地域安全マップをつくる際の注意点〔まとめ〕

第Ⅱ部 解説編

1. 犯罪原因論から犯罪機会論へ
2. 犯罪に強い3要素
3. 「防犯環境設計」と「割れ窓理論」
4. 地域安全マップづくりの果たす役割

(3) 「地域安全マップ作成指導員」の派遣

前記(1)の修了生のうち、教職員や行政・警察職員は、その職務の中で「地域安全マップづくり」を指導していただき、「教職員選考応募有資格者」、「東京都安全・安心まちづくりアカデミー(本科)修了生」については、応募いただいた方を「地域安全マップ作成指導員」として委嘱した。

委嘱した方には、学校や児童館、PTA等地域団体が実施する「地域安全マップづくり」の指導者として御活躍いただいている。

ア 委嘱者(計93名)

- ・教職員選考応募有資格者 11名
- ・東京都安全・安心まちづくりアカデミー(本科)修了生 73名
- ・立正大学文学部社会科学の学生(「地域安全マップづくり」の経験がある者) 9名

イ 派遣制度の概要

(ア) 派遣対象団体等

- ・小中学校等の教育機関 ・PTA ・区市町村
- ・公民館、青年館、婦人会館、福祉会館等の社会教育・社会福祉施設 ・防犯ボランティア団体
- ・町会、自治会及び商店会 等

(イ) 経費負担

作成指導員への謝金を都が負担し、会場借り上げ費用、マップ作成に必要な消耗品に係る費用を実施団体が負担

(ウ) 申込手続き

派遣を希望する実施団体は、所定の申込書により東京都に申し込み、終了後に終了確認書を提出

する。

ウ 主な派遣先

小学校の他、児童館、PTA、保育園父母の会、防犯ボランティア団体、団地自治会(ただし、小学校が多数)

(4) 地域安全マップ研修会(教員対象)

「地域安全マップづくり」に関する理論的背景及び具体的作成方法を紹介することで、各学校の教員の認識・理解を促進し、都内全小学校での取組を目指すために実施。

ア 対象者

都内国公私立小学校等の教員

※ 幼稚園、中学校、盲・ろう・養護学校の教員、教育委員会指導主事、PTAの参加もあった。

イ 実施月日等

- ・第1回 平成18年1月11日(水)
(約850人参加)
- ・第2回 平成18年1月12日(木)
(約460人参加)

ウ 内容等

(講師)

立正大学文学部助教授(犯罪社会学)小宮信夫氏
(内容)

犯罪機会論に基づいた、子どもの犯罪被害防止能力の向上に有効な「地域安全マップづくり」の方法

エ 応募者の内訳等

(応募者数計) 1437人

(応募のあった学校数の割合)

- ・公立小学校 約92% ・国立小学校 約67%
- ・私立小学校 約35%

※ 原稿執筆日現在、出席者数について集計中であるので、応募者の内訳とさせていただいた。

3 実践の成果

(1) 「地域安全マップ作成指導員」(1日コース)の養成を受講した方々の発表会における感想は、ほぼ全ての方々が、犯罪機会論の考え方を初めて知って、「目から鱗が落ちた。」「是非、取り組んでみたい。」というものであった。

他に、「これまで作っていたマップは“不審者マップ”“犯罪発生マップ”になってしまっていた。」(小学校教員)、「安全マップを進めようとしているところだが、今日の話聞いて、軌道修正しなければならない。」(自治体職員)、「これまで、学校からマップづくりについて相談されても、自信を持って答えられなかった。大変参考になっ

た。」(スクールサポーター)といった声が聞かれた。

さらに、この養成研修で、学校、自治体、警察といった、普段あまり接触する機会のない立場の人々が一緒にまちを歩き、和気あいあいとマップを作成するという共通の経験を持たせたことで、相互の理解も深まったように見受けられた。

これらの方々には、日々の職務において、得られた知識を活用していただいているところである。

- (2)「指導者の派遣」については、主に小学校等での活用を目指し、8月から様々な機会に利用の呼びかけをしたところである。平成17年中は月数件の利用であったが、広島、栃木の事件後に申し込みが増え、平成18年2月は既に十数件の申込があり、今後、さらに増える見込である。
- (3) 教員対象の研修会については、受講された先生方のアンケートへの回答を見ると、ほぼ全ての方が、「『地域安全マップづくり』の趣旨・効果を理解できた」、「児童の被害防止能力の向上に役立つと思う。」「自分の学校でも行いたい。」としていた。

各学校におかれても、これらの先生方の意欲を生かすべく、取組をバックアップしていただければと祈念している。

4 課題等

(1) 学校現場での理解

指導者の養成を終え、派遣制度の活用について、都教育庁指導部を通して都内自治体教育委員会に通知した他、7月に区と市の教育長会で説明、8月には防犯教室指導者講習会(都教育庁主催)の際に事務連絡で概要の説明を行った。

しかしながら、思うに、学校現場では「安全マップ」については既に取組済みと認識しているところが多かったようで、本派遣制度についての反応はあまり良くなかった。

当方としては、何とか、児童の被害防止能力の向上に結びつく「地域安全マップづくり」について知っていただこうと、上記の教育長会での説明等の際には、これまでの「安全マップ」との違いも含めて説明をしたが、説明時間が限られていたこともあり、その有効性等について、十分な理解は得られなかったようである。

そこで、各学校での取組を促すには、やはり現場の先生方の正しい理解があってこそ、との認識に至り、教員向けの研修会を企画したところであ

る。

この研修会についても、先生方に出てきていただければ、理解が広まらないわけで、どうすれば多くの先生方に御出席いただけるか、都教育庁指導部とも相談を重ねたが、広島、栃木の事件後に通知を发出したこともあり、学校現場の反響は大きく、全公立小学校の9割以上の学校からの出席があった。

結果として、学校の教員に「地域安全マップづくり」について正しく理解してもらおう、という所期の目的は達成できたが、今後、あのような痛ましい事件が起こらずとも、教育委員会、学校教職員に、参考となる情報を、いかに効果的に伝達するかを考えていきたい。

(2) 地域ぐるみの取組への展開

今後、各学校での「地域安全マップづくり」への取組の拡大が期待されるところであるが、学校現場での実施には、地域の協力が不可欠であり、かつ今後の展開を考えると重要である。

つまり、「地域安全マップづくり」に地域の方々も参加することで班への付き添いをお願いでき、学校の負担軽減にもなるであろうし、何よりも、これがきっかけとなって、地域で学校や子どもを守ろうという機運が高まることも期待できる。

特に、学校と地域(PTAを含めた町会・自治会等の地域団体)との連携が今ひとつという学校におかれては、この「地域安全マップづくり」を地域の諸団体と関係をつなぐ好機と捉えていただき、協力を依頼して行ってみてはいかがだろうか。

一人や二人、地域に影響力を持つ協力的な人はいるものである。近くの町会・自治会、商店会等に打診してみて、どなたか適当な人を紹介してもらうことから始めるのも良いだろう。

そうした人との関係を保ち続ければ、地域の協力者が増え、地域全体に、地域で学校・子どもを守ろうという気運が広まり、そうすれば結果として、学校にとっても安心できる地域になっていくであろう。

(3) 今後の展開

本稿で紹介した事例は、都内全域における「地域安全マップづくり」の推進を通じた“子どもの被害防止能力の向上”であるが、さらに子どもの安全対策を強固にしていくには、地域で守る取組が求められる。

広島、栃木の事件を受け全国で、PTAを中心とした登下校時間帯の通学路パトロール等の取組が

なされたことと思うが、今現在の活動状況はいかがだろうか。

少人数の活動では個々に係る負担が大きく、継続は難しいと思われる。

そこで、地域ぐるみの取組が求められる訳であるが、今後、都では、子どもの安全のためのボランティア活動を、各地で始めるための取組を進めることとしている。

(4) 最後に

都が地域での取組を進めるといっても、直接できることは限られており、実際は、地域の方々や各学校の御努力に負うところが大きい。

今後、子どもを守る取組を地域の方々が行うにあたっては、身近な存在である学校に中心になっていただければと考えている。

というのは、地域の方々が実際に活動を行うにあたって、下校時刻の情報連絡等、日々の密接な連携が必要となるし、通学路等のパトロールを行うのであれば、学校を集合拠点とすることで、活動する方々と学校の間で情報の共有もしやすくなる、等のメリットがあるからである。

学校におかれては、地域との連携を図り、安心して暮らせる地域の核となることで、結果として、地域からの理解、信望を得、子どもの安全確保に関する学校の負担軽減にもつながることと思う。

最後に、本稿執筆に当たっては、「東京都地域安全マップ専科」総合アドバイザーを快くお引き受けいただいた、立正大学助教授 小宮信夫先生の著書、講演内容等から多くを引用させていただいた。

この場をお借りして、御礼申し上げたい。

(参考)

- 「犯罪は『この場所』で起こる」
(小宮信夫著 光文社新書)
- 「地域安全マップ作成指導マニュアル
『地域安全マップをつくろう!』」(東京都作成)
 - ・監修 小宮信夫
 - ・編集 地域安全マップ作成指導マニュアル
編集委員会
(編集委員)
 - ・東京都教育庁指導部指導企画課 統括指導主事
 - ・警視庁生活安全部生活安全総務課 対策第三係長
 - ・東京都緊急治安対策本部主査
(安全・安心まちづくり担当)